

○ニセコ町中小企業等振興条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、中小企業等(中小企業、小規模企業及び中小企業団体をいう。以下同じ。)が本町経済の活性化、地域内循環及び雇用確保の担い手として地域に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の振興の基本となる事項を定め、中小企業等の健全で持続的な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)(以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者であって、町内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合その他これらに類する中小企業又は小規模企業を構成員とする団体であって、町内で活動するものをいう。
- (4) 商工会 商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会であって、町内に事務所を有するものをいう。
- (5) 経済団体等 前号に定めるもののほか、その他地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会であって、町内に事務所を有するものをいう。
- (7) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条及び第134条に規定する学校並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設及び研究機関をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる基本理念に基づき、行われるものとする。

- (1) 町は、中小企業等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているとの認識の下に、持続的に地域経済の循環と発展が図られるよう、総合的に推進

すること。

- (2) 中小企業等、商工会、経済団体等、金融機関、大学等、町民及び町が相互に助け合いながら取組を進め、経済的社会的環境の変化に的確に対応すること。
- (3) 中小企業等自らが創意工夫及び努力し、中小企業等が持つ多様性を尊重すること。
- (4) 本町の産業構造及び地域特性を踏まえて、地域経済循環を高め、かつ、豊富な地域資源の有効活用を図ることにより、地域の潜在力を活かす取組とすること。

2 小規模企業の振興は、小規模企業の経営資源に大きな制約があることを踏まえ、その活力が最大限に発揮され、その円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮し行われるものとする。

(政策の基本方針)

第4条 町は、前条に定める基本理念に基づき、中小企業等の振興に関する政策(以下、「中小企業等振興政策」という。))について、次に掲げる事項を基本方針として推進するものとする。

- (1) 中小企業等と関係機関との連携及び中小企業等相互の連携の促進を図ること。
- (2) 中小企業等の事業活動に必要な人材の育成及び確保並びに資金供給の円滑化を図り、中小企業等の経営基盤の強化を促進すること。
- (3) 中小企業等の経営の革新(法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)及び創業の促進を図ること。
- (4) 中小企業等の経営の安定及び事業承継の円滑化等を図ることにより、中小企業等の経済的社会的環境の変化に対する適応を促進すること。
- (5) 中小企業等の脱炭素及び新たな技術等を利用した事業活動の促進を図ること。
- (6) 産業間の連携及び広域連携により、地域の特色ある資源の利用促進を図るとともに、地場産品の販路拡大を促進すること。
- (7) 中小企業等における労働環境及び勤労者福祉の向上を支援すること。
- (8) 中小企業等の振興が果たす役割について広く情報提供を行い、町民の理解を深めるとともに、中小企業等と連携を図りながら、児童及び生徒の勤労観及び職業観の育成に努めること。
- (9) 地域内経済循環を担う中小企業等の取組を支援し、経済循環の保持及び向上を促進すること。
- (10) 町が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、中小企業等の受注機会の増大を図るよう努めること。

(町民の理解と協力)

第5条 町民は、中小企業等の振興が地域経済の振興及び町民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業等が行う事業及び社会貢献に関心を持つよう努めるものとする。

- 2 町民は、中小企業等が生産し、製造し、若しくは加工した商品の購入又は提供するサービスの利用などにより、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(町の役割)

第6条 町は、中小企業等振興政策を総合的に推進するよう努めなければならない。

- 2 町が前項の取組を町が実施するときは、中小企業等、国及び北海道その他の関係機関との間に連携を図るよう努めるとともに、町内の中小企業等の実態を的確に把握し、中小企業等の意見を適切に反映するよう努めなければならない。
- 3 町は、中小企業等振興政策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(小規模企業への配慮等)

第7条 町が中小企業等振興政策を実施するときには、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業の経営事情に配慮するよう努めるものとする。

- 2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)に基づき、商工会が経営発達支援計画を策定するときは、町は共同して作成に取り組むよう努めなければならない。

(中小企業等の努力義務)

第8条 中小企業等は、経済的社会的環境の変化への適応のため、経営の革新、経営基盤の強化及び事業承継に自主的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 中小企業等は、地域の関係者及び関係機関との連携に努めるとともに、町が実施する中小企業等振興政策に協力するよう努めるものとする。
- 3 中小企業等は、雇用の維持及び創出並びに雇用環境の整備、大学等との協力により、事業活動に必要な人材の育成に努めるものとする。
- 4 中小企業等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第9条 商工会は、中小企業等の経営の向上及び改善に主体的に取り組むとともに、町が行う中小企業等振興政策の実施について協力しなければならない。

2 商工会は、国、北海道、町その他の関係機関と連携し、協働して中小企業等の振興のための事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとする。

3 商工会は、中小企業者等の商工会への加入促進に努めるものとする。

(経済団体等からの協力)

第10条 経済団体等は、中小企業等の経営の改善への指導及び持続的発展に向けた支援を行うよう努めるとともに、町が実施する中小企業等振興政策に協力するよう努めるものとする。

2 経済団体等は、中小企業等の組織化、中小企業等相互の連携及び関係機関との連携を促進するよう努めるものとする。

(金融機関からの協力)

第11条 金融機関は、町内の中小企業等の円滑な資金調達、経営の革新、経営基盤の強化及び事業承継を積極的に支援することにより、中小企業等の振興に寄与するよう努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業等の振興が地域経済の発展及び町民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、町及び関係機関が実施する中小企業等振興政策に協力するよう努めるものとする。

(大学等からの協力)

第12条 大学等は、地域人材の育成及び研究成果の普及が中小企業等の振興に資するものであることを理解し、町及び関係機関が実施する中小企業等振興政策に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。